

●香川県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月24日

香川県知事 池 田 豊 人

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和8年3月31日	さざんか荘老人デイサービスセンター さぬき市大川町田面360番地	大川広域行政組合 さぬき市津田町112番地33	通所介護 介護予防通所介護